

有効期間一覧

現在使用されている計器と検定証印等の有効期間（取引又は証明用として使用できる期間）は、下表のとおりです。

計器の種類		定格電流（A）	検定証印等の有効期間		
単独計器 （注1）	普通電力量計	20	電子式	10年	
		60	機械式	7年	
		30 120	10年		
		200	10年		
		250	10年		
変成器付計器 （注2）	普通電力量計 精密電力量計 特別精密電力量計	5	電子式	7年	（注3）
	無効電力量計		機械式	5年	
	最大需要電力計				

（注1） 単独計器とは、計器用変成器と組み合わせず単独で使用する計器のことをいいます。

（注2） 変成器付計器とは、変流器又は計器用変圧器・変流器と組み合わせて使用する計器のことです。計器用変圧器は高電圧を低電圧（110V等）に、変流器は大電流を小電流（5A）に変換するものです。

（注3） 定格電圧が300V以下の電力量計で定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が300Vを超える変成器とともに使用されるものを除く。）は、検定証印等の有効期間が7年になります。

なお、平成14年7月3日施行の計量法施行令改正前の変成器付計器（（注3）に該当するものを除く。）の検定証印等の有効期間については、電子式、機械式とも5年になります。